

福 訪 協 発 53 号
令和 4 年 10 月 21 日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 員 各 位

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の
業務従事者届の周知について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課より別添のとおり連絡がありました。

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士で、当該免許にかかる業務に従事している者は、厚生労働省令で定めるとおり、2年ごとの12月31日現在の住所、氏名等を翌年1月15日までに知事に届け出ることが法律で義務づけられており、今年度が届出年度となっております。

つきましては、貴事業所におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今年度からオンライン届出が開始されますが、その詳細については、厚生労働省から情報提供があり次第、福岡県保健医療介護部医療指導課より改めて周知が行われることを確認済みです。

記

・届出義務者

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の資格を有し、令和4年12月31日現在で当該免許に係る業務に従事している者

・届出先

就業地の県保健福祉（環境）事務所又は保健所

・届出期日

令和5年1月13日（金）まで

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
福岡県有床診療所協議会
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の
業務従事者届の周知について（依頼）

本県の保健医療介護行政の推進につきまして、平素より格別の御協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士で、当
該免許にかかる業務に従事している者は、厚生労働省令で定めるとおり、2年ご
との12月31日現在の住所、氏名等を翌年1月15日までに知事に届け出ることが
法律で義務づけられており、今年度が届出年度となっております。

つきましては、該当者にもれなく届け出てもらうため、看護職員等の業務従事
者届について、貴団体の会員の皆さまへの周知に御協力いただきますようお願い
いたします。

なお、今年度からオンライン届出が開始されますが、その詳細については、厚
生労働省から情報提供があり次第、県ホームページに順次掲載する予定です。

(HPアドレス：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/04-todoke.html>)

【業務従事者届について】

- 届出義務者 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び
歯科技工士で、令和4年12月31日現在において、
当該免許にかかる業務に従事している者
- 届 出 先 就業地の県保健福祉（環境）事務所又は保健所
- 届 出 期 限 令和5年1月13日（金）

保健医療介護部医療指導課

- 保健師、助産師、看護師、准看護師免許の問合せ先
医師・看護職員確保対策室 担当：吉原
TEL 092-643-3276
- 歯科衛生士、歯科技工士免許の問合せ先
医療指導係 担当：神代
TEL 092-643-3274